

現場代理人の常駐義務の緩和の拡大について

千葉県県土整備部建設・不動産課
電話 043-223-3116

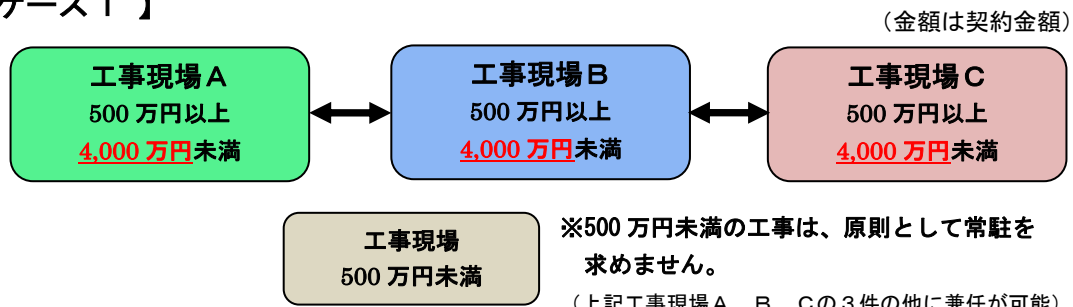
令和4年4月1日より、県発注工事における現場代理人の工事現場への常駐義務の緩和を拡大することとしました。

1 常駐義務緩和の拡大

ケース1又はケース2に該当する場合、現場代理人の兼任が可能です。

令和5年1月1日より、兼任が可能となる工事の契約金額を変更しています。

【 ケース1 】



- 同一の建設業者
- いずれも、県発注の工事（公営企業を含む）、国又は地方公共団体発注工事（ただし、国又は地方公共団体の発注者の承諾が得られている場合に限る。）で同一土木事務所管内の工事
ただし、兼任する工事が同一発注機関の発注である場合は、当該発注機関の管内の工事
- 兼任する工事はいずれも 4,000万円未満
- 現場代理人の兼任は、500万円未満の工事を除き3件まで
※建築一式工事にあつては、4,000万円を 8,000万円に読み替える。

又は

【 ケース2 】（建設業法施行令第27条第2項に該当するもの）



- 同一の建設業者
- 同一の主任技術者
- 一体性若しくは連続性又は相互に調整を要する工事
※建築一式工事にあつては、4,000万円を 8,000万円に読み替える。

2 現場代理人を兼任させる場合の手続き等

上記のケースに該当する場合でも、現場代理人の常駐を求める工事がありますので、常駐義務緩和の要件に該当していることを事前に当該発注機関にお問い合わせください。

3 現場代理人の工事現場への常駐義務緩和に関する事務取扱要領

現場代理人の常駐義務緩和の要件及び現場代理人兼任の届出等については、「現場代理人の工事現場への常駐義務緩和に関する事務取扱要領」（千葉県ホームページに掲載）を参照してください。